

住宅宿泊事業における安全確保のための措置のあらまし

(手引き:「民泊の安全措置の手引き」、消防リーフ:「民泊における消防法令上の取扱い等についてリーフレット」)

民泊に安心して宿泊していただくためには、火災等が発生した場合でも安全に避難できることが大切です。そのためには、住宅宿泊事業法[※]及び消防法に基づく安全確保のための措置を講じて頂く必要があります。

※住宅宿泊事業法に基づく届出住宅は、建築基準法上は建築物の用途を住宅として扱っており、追加的な安全確保措置を住宅宿泊事業法で規定しています。

基本となる安全措置の内容

1. 宿泊室と避難経路に**非常用照明器具**を設置すること (手引き P4 参照)
2. 2以上の宿泊室に別のグループの宿泊者が宿泊する場合、次のいずれかの措置を講じること (手引き P6~8 参照)
防火の区画の措置・自動火災報知設備等の設置・スプリンクラーの設置
3. 建物の規模・構造等に応じて、**自動火災報知設備、誘導灯等の設置[※]・防炎カーテン等の使用**などの措置を講じること (消防リーフ参照)

※ 建物の規模や構造等によっては免除や簡易な設備の設置が可能な場合があります。

※「宿泊室」の定義: 宿泊者が就寝するために使用する室 (手引き P13 参照)

一戸建住宅で民泊を行う場合

- 家主が同居して、宿泊室の床面積が 50 m²以下である場合 → 安全措置は不要^{*1*2}
- 家主が不在の場合、又は 宿泊室の床面積が 50 m²を超える場合 → 安全措置が必要^{*1}

*1 建築物の耐火性能、届出住宅の階数、各階の宿泊室の床面積の合計、宿泊者使用部分の床面積の合計等に関する条件を満たすことが必要 (手引き P9 参照)。

*2 宿泊室部分に住宅用火災警報器を設置することが必要。

共同住宅や寄宿舍で民泊を行う場合

- 家主が同居して、宿泊室の床面積が 50 m²以下の場合 → 安全措置は不要
- 家主が不在の場合、又は 宿泊室の床面積が 50 m²を超える場合 → 安全措置が必要